

# **災害時の栄養・食生活支援活動マニュアル**

**鹿児島市**

**(令和5年3月)**

**令和6年8月改訂**

## 目 次

第1章	マニュアルについて	
1	策定の趣旨	1
2	マニュアルの位置づけ	1
3	マニュアルの活用	1
第2章	災害時の体制	
1	危機事象対応フロー図	2
2	鹿児島市危機管理指針	3
3	災害が起きたら（フェーズ0（発災から24時間以内））	3
4	災害時の栄養・食生活支援活動	4
第3章	災害時に備えての必要物品	6
第4章	大規模災害時の栄養・食生活支援活動	
1	災害時における受援体制	8
2	災害時における被災地への派遣体制	12
第5章	災害時期（フェーズごと）の栄養・食生活支援活動	
1	災害時に起こりうる事象と支援のポイント	15
2	栄養ケア・マネジメント	16
3	避難所での支援	19
4	仮設住宅入居者への支援	23
5	在宅避難者への支援	24
第6章	災害時の要配慮者支援	
1	要配慮者支援と栄養・食生活支援活動	25
2	災害発生後のフローチャート	25
3	鹿児島市における災害要配慮者の支援	25
4	被災後の避難生活支援	26
第7章	給食施設に対する支援	
1	平常時における給食施設への支援	30
2	災害時における給食施設への支援	31
3	復旧・復興期の給食施設への支援	32
第8章	様式集	35
第9章	資料編	47

## 第1章 マニュアルについて

### 1 策定の趣旨

災害時の栄養・食生活支援活動は、被災者の栄養状態や慢性疾患の悪化を最小限にとどめるだけでなく、被災者の心の安定をもたらし、被災者が自分自身や家族の生活の復旧・復興への意欲を高め、より早く平常時の生活に戻るために非常に重要な活動である。

災害発生直後は、人命救出・救助活動、救急医療活動が優先されるが、同時に、被災したことによって生じる様々な健康課題に対応するため、保健活動の一環である栄養・食生活支援活動を進める必要がある。

このため、本市において災害が発生した際、栄養・食生活支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、本マニュアルを策定する。

### 2 マニュアルの位置づけ

災害対策基本法第40条に基づく「鹿児島市地域防災計画」、「健康福祉対策部保健所班災害対応マニュアル」、「鹿児島市災害時保健活動マニュアル」との整合性を図り策定するものである。

### 3 マニュアルの活用

本市で災害が発生し、「鹿児島市災害時保健活動マニュアル」に基づく支援が開始された場合に、本マニュアルを活用した栄養・食生活支援を行うこととする。

また、本マニュアルの「栄養士」とは、原則、鹿児島市健康福祉局保健部の栄養士を示すものである。

なお、本マニュアルは1年ごとに見直しを行うものとする。